

町・県民税と所得税の申告

2月3日から各地区で受付開始

令和2年度町・県民税（兼国民健康保険税）と令和元年（平成31年）分所得税の申告受付を、右表の日程で行います。

対象地区は、実際に居住している地区ではなく、住民登録をしている地区となりますので、該当する日程で申告してください。ただし、指定された会場で申告できない場合は別の会場でも申告できます。

なお、受付期間中は役場税務課の窓口では申告を受け付けることは出来ませんので、申告会場へお越しください。

■申告が必要な人

原則として、令和2年1月1日現在で山田町に住所がある全ての人が申告しなければなりません。令和元年（平成31年）中に収入が無かった人も、収入が無かった旨の申告が必要です。

■申告の必要がない人（次の人は申告の必要はありません。）

- ①令和元年（平成31年）中の所得が給与だけで、勤務先で年末調整した人
- ②令和元年（平成31年）中の収入が年金だけで、65歳未満で年金収入が98万円以下または65歳以上で年金収入が148万円以下の人
- ③税務署に確定申告書を提出する人
- ④1月30日までに簡易申告を行った人
- ⑤平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和元年（平成31年）中に収入が無かった人

■受付時間など

▷受付時間 午前8時半～正午、午後1時～3時

※受付番号札の配布は、午前8時～11時半、午後1時～3時に行います。

※午前中に受け付けをした場合でも、混み具合によっては午後からの申告となる場合がありますのでご了承ください。

■申告の際に必要なもの ▶収入や経費、各種控除などに関する書類▶マイナンバーが確認できるもの（通知カードなど）▶本人確認用証明書（健康保険証など）

※詳しくは、申告案内文書に同封する「申告の手引き」に記載していますので、ご覧ください。

◆問い合わせ 町税務課町民税係 ☎81-3111内線111、112へ。

◎2月23日（日）の申告受付について

「会社勤めで平日に申告に行くことができない」といった人を対象に、日曜日の申告受付を行います。下記の要件を満たした人であれば対象地区にかかわらず申告を受け付けます。

■この日に申告ができる人

- ・給与収入または年金収入のみの人

※給与収入・年金収入以外の収入がある人は、ご来場されても申告受付できませんのでご注意ください。

◆受付日程

月 日	対 象 地 区	会 場
2月3日（月）	白山・石峠	豊間根生活改善センター
4日（火）	勝山・八千代	
5日（水）	田名部・新田・上豊間根	
6日（木）	曾根・内構・島田・長内・羽々下	
7日（金）	上下野・下下野・福士・馬鞍・船石・那智畑・繋	
10日（月）	田の浜1～10行政区・船越18～21行政区	船越防災センター
12日（水）	田の浜11～17行政区	
13日（木）	船越1～8行政区	
14日（金）	船越9～14行政区	
17日（月）	船越15～17行政区	
18日（火）	大浦全域	町中央公民館小ホール
20日（木）	袴田・大沢川向・新開地	
21日（金）	山谷・上条・中条	
23日（日）	収入が給与・年金のみの人	
25日（火）	下条・浜川目	
26日（水）	森・上・森が丘	
27日（木）	細浦・跡浜	
28日（金）	礼堂・中野・猿神・馬指野・白石・田子の木・落合・外山	
3月2日（月）	関谷・関口・内野	
3日（火）	長崎一丁目・二丁目	
4日（水）	長崎三丁目・四丁目	
5日（木）	飯岡第2～10地割	
6日（金）	柳沢・沢田	
9日（月）	北浜町	
10日（火）	境田町・飯岡第1地割	
11日（水）	川向町	
12日（木）	中央町	
13日（金）	八幡町	
16日（月）	後楽町・飯岡第13地割	

◎田の浜・船越地区の行政区の確認方法

- ①申告案内文書（同封の黄色い紙）の宛名部分の右下にある番号をご覧ください。

〒028-1392
岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
山田 海助 様
(123-45678)

- ②（3桁～5桁）の番号のうち最初の3桁が行政区を表しています。

番 号	行政区	申告の日程
351～361	田の浜1～10行政区	2月10日（月）
344～347	船越18～21行政区	
362～368	田の浜11～17行政区	12日（水）
311～321	船越1～8行政区	13日（木）
322～333	船越9～14行政区	14日（金）
341～343	船越15～17行政区	17日（月）